

広 報



# あそび

2000

5

vol. 546



上手に植えられたかな？

# 一 町の家計簿 一

## 一 般 会 計

### 歳 入

(単位：千円、%)

| 科 目             | 予算額       | 執行額       | 執行率   |
|-----------------|-----------|-----------|-------|
| 町 税             | 1,320,417 | 1,329,999 | 100.7 |
| 地 方 譲 与 税       | 113,000   | 120,479   | 106.6 |
| 利 子 割 交 付 金     | 15,000    | 13,532    | 90.2  |
| 地 方 消 費 税 交 付 金 | 134,864   | 134,864   | 100.0 |
| ゴルフ場利用税交付金      | 92,000    | 85,243    | 92.7  |
| 特別地方消費税交付金      | 300       | 401       | 133.7 |
| 自動車取得税交付金       | 80,000    | 63,200    | 79.0  |
| 地 方 特 例 交 付 金   | 35,463    | 35,463    | 100.0 |
| 地 方 交 付 税       | 2,751,527 | 2,792,303 | 101.5 |
| 交通安全対策特別交付金     | 2,000     | 2,510     | 125.5 |
| 分 担 金 及 び 負 担 金 | 79,150    | 77,421    | 97.8  |
| 使用料及び手数料        | 32,342    | 31,479    | 97.3  |
| 国 庫 支 出 金       | 544,441   | 460,155   | 84.5  |
| 県 支 出 金         | 331,917   | 129,247   | 38.9  |
| 財 産 収 入         | 7,686     | 9,083     | 118.2 |
| 寄 附 金           | 19,030    | 19,130    | 100.5 |
| 繰 入 金           | 12,944    | 1,541     | 11.9  |
| 繰 越 金           | 176,541   | 236,541   | 134.0 |
| 諸 収 入           | 148,984   | 137,740   | 92.5  |
| 町 債             | 102,200   | 0         | 0     |
| 合 計             | 5,999,806 | 5,680,331 | 94.7  |

### 歳 出

(単位：千円、%)

| 科 目         | 予算額       | 執行額       | 執行率   |
|-------------|-----------|-----------|-------|
| 議 会 費       | 120,755   | 117,363   | 97.2  |
| 総 務 費       | 807,396   | 685,133   | 84.9  |
| 民 生 費       | 1,120,364 | 1,056,583 | 94.3  |
| 衛 生 費       | 608,816   | 568,652   | 93.4  |
| 労 働 費       | 81        | 81        | 100.0 |
| 農 林 水 産 業 費 | 471,614   | 264,440   | 56.1  |
| 商 工 費       | 43,416    | 43,365    | 99.9  |
| 土 木 費       | 821,666   | 660,332   | 80.4  |
| 消 防 費       | 293,272   | 279,951   | 95.5  |
| 教 育 費       | 1,010,983 | 895,502   | 88.6  |
| 災 害 復 旧 費   | 25,922    | 20,625    | 79.6  |
| 公 債 費       | 673,679   | 668,492   | 99.2  |
| 諸 支 出 金     | 10        | 0         | 0     |
| 予 備 費       | 1,832     | 0         | 0     |
| 合 計         | 5,999,806 | 5,260,519 | 87.7  |

## 特別会計・企業会計

単位：千円、  
(%)は予算に対する執行率

### 国民健康保険特別会計

予算額 1,583,001  
歳 入 1,497,015( 94.6%)  
歳 出 1,286,540( 81.3%)

### 老人保健特別会計

予算額 1,698,891  
歳 入 1,475,407( 86.8%)  
歳 出 1,457,544( 85.8%)

### 下水道事業特別会計

予算額 690,757  
歳 入 433,954( 62.8%)  
歳 出 446,783( 64.7%)

### 行方郡公平委員会特別会計

予算額 209  
歳 入 321(153.6%)  
歳 出 54( 25.8%)

### 白帆荘運営事業

事業収益予定額 182,117  
収 入 161,366( 88.6%)  
事業費用予定額 182,117  
支 出 159,749( 87.7%)

### 水道事業

事業収益予定額 366,693  
収 入 374,256(102.1%)  
事業費用予定額 366,693  
支 出 347,803( 94.8%)

平成11年度 下半期の財政状況

(3月末現在)

# お知らせします

## 1. 土地及び建物

単位：㎡

|      | 名 称     | 土 地     | 建 物    |
|------|---------|---------|--------|
| 行政財産 | 庁 舎     | 15,041  | 3,593  |
|      | 学校・幼稚園  | 263,479 | 34,940 |
|      | 社会教育施設  | 122,960 | 9,948  |
|      | 町 営 住 宅 | 32,065  | 7,371  |
|      | 公 園     | 32,941  | 367    |
|      | 廃棄物処理施設 | 7,491   | 1,820  |
|      | 老人福祉施設  | 1,274   | 564    |
| 普通財産 | 白 帆 荘   | 1,642   | 2,125  |
|      | その他の施設  | 6,808   | 2,783  |
|      | 宅 地     | 36,626  | —      |
|      | 山 林     | 122,033 | —      |
|      | そ の 他   | 100,433 | 1,580  |
|      | 合 計     | 742,793 | 65,091 |

## 2. 出資による権利

単位：千円

|          |        |
|----------|--------|
| 登録国債担保債権 | 5,000  |
| 株 券      | 13,147 |
| 出 え ん 金  | 25,907 |
| 出 資 金    | 10,420 |
| 寄 託 金    | 983    |
| 預 託 金    | 1,654  |
| 合 計      | 57,111 |



## 3. 基金

単位：千円

| 種 類           | 現在高       |
|---------------|-----------|
| 土 地 開 発 基 金   | 183,039   |
| 国 民 年 金 基 金   | 30,555    |
| 教 育 振 興 基 金   | 13,000    |
| 高 齢 者 福 祉 基 金 | 10,000    |
| 地 域 福 祉 基 金   | 225,093   |
| 財 政 調 整 基 金   | 223,501   |
| ふるさと創生基金      | 36,945    |
| 揚排水施設維持管理基金   | 40,011    |
| 減 債 基 金       | 156,410   |
| 土 地 取 得 基 金   | 18,098    |
| 国民健康保険支払準備基金  | 66,000    |
| 下水道事業債償還基金    | 33,808    |
| 介護保険円滑導入基金    | 108,652   |
| 合 計           | 1,145,112 |

## 4. 町 債

●一般会計債

単位：千円

| 種 類               | 未償還額      |
|-------------------|-----------|
| 庁 舎 建 設 事 業 債     | 179,015   |
| 無線放送施設設置事業債       | 17,922    |
| 自治会館建設事業債         | 12,149    |
| 老人デイサービスセンター建設事業債 | 137,116   |
| 保健センター建設事業債       | 43,336    |
| 衛生センター建設事業債       | 708,204   |
| かんがい排水整備事業債       | 6,132     |
| 農道整備事業債           | 218,344   |
| 道路整備事業債           | 1,421,644 |
| 河川整備事業債           | 120,419   |
| 公営住宅建設事業債         | 548,829   |
| 橋梁建設事業債           | 26,752    |
| 公園整備事業債           | 80,195    |
| 消防施設整備事業債         | 49,212    |
| 小 学 校 債           | 156,042   |
| 中 学 校 債           | 128,134   |
| 幼 稚 園 債           | 33,656    |
| 社 会 教 育 債         | 66,911    |
| 保 健 体 育 債         | 196,400   |
| 災 害 復 旧 事 業 債     | 11,875    |
| 減 税 補 て ん 債       | 375,026   |
| 臨時税収補てん債          | 95,400    |
| 合 計               | 4,632,713 |

●特別会計債

単位：千円

| 種 類           | 未償還額      |
|---------------|-----------|
| 水 道 建 設 事 業 債 | 2,142,592 |
| 下水道建設事業債      | 2,164,125 |
| 合 計           | 4,306,717 |

## 町民の税負担

| 税 目       | 町 全 体   |          |        | 1世帯<br>当たりの<br>調定額(円) | 町民1人<br>当たりの<br>調定額(円) |
|-----------|---------|----------|--------|-----------------------|------------------------|
|           | 調定額(千円) | 収入済額(千円) | 収入率(%) |                       |                        |
| 町 民 税     | 570,062 | 520,799  | 91.4   | 130,270               | 33,425                 |
| 固 定 資 産 税 | 716,170 | 668,370  | 93.3   | 163,659               | 41,992                 |
| 軽 自 動 車 税 | 24,320  | 22,153   | 91.1   | 5,558                 | 1,426                  |
| 特別土地保有税   | 114,782 | 21,834   | 19.0   | 26,230                | 6,730                  |
| 国民健康保険税   | 700,867 | 608,659  | 86.8   | 229,341               | 80,365                 |

世帯数は4,376世帯、人口は17,055人で算出（国民健康保険税は3,056世帯、8,721人）

財政状況の公表は、町の財政がどのように運営され、どのような状況にあるかを、町民の皆さんに知っていただくためにお知らせするものです。

# 地域と町のパイプ役 区長が決定

平成12年度の町区長会総会及び区長会議が4月19日、国民宿舎「白帆荘」で開催されました。退職区長の代わり  
に新任区長55名が誕生しました。

総会では、12年度の事業計画や予算、新役員体制が決定され、新たなスタートが切られました。また、区長会議では、退職区長への感謝状贈呈や新任区長への委嘱状交付、町の仕事の概要を説明する行政連絡が行われました。

●地域と町のパイプ役として活躍される区長さんは次の方々です。(敬称略)  
※☆は新任区長、◎は会長、○は副



新任区長に委嘱状が交付されました



退職区長に感謝状が贈られました

会長、□は理事、◇は監事

|        |       |      |        |
|--------|-------|------|--------|
| 富田     | ☆関    | 啓二   | ☆大塚平八郎 |
| ☆浜田    | 博     | ☆大竹  | 武      |
| ☆内田    | 丈男    | □☆高崎 | 勝夫     |
| ☆吉崎    | 定雄    | ☆橋本  | 久一     |
| 柳町忠右エ門 | 大川要之助 |      |        |
| ☆小沼    | 昭信    | ☆鈴木  | 猛      |
| ◇☆箕輪   | 久志    |      |        |
| 蒲縄     | 深澤    | 愼吾   | 越川     |
|        | 石神    | 正雄   | 深澤     |
| 古宿     | ☆永峯   | 忠    | 坂本     |
|        | 永作    | 忠衛   | 永作     |
| 新田     | ☆大友   | 正孝   | 修平     |
| ☆羽生    | 國弘    | □☆永尾 | 文夫     |

|               |         |       |        |       |
|---------------|---------|-------|--------|-------|
| 下刈            | ☆和田     | 清     | ☆谷仲    | 一男    |
| ☆藤崎           | 泰助      | ☆飛田   | 文夫     |       |
| ☆大橋           | 一信      | ☆大石   | 久喜     |       |
| 田町            | ☆市原     | 信男    | 野川     | 榮     |
| □☆野川          | 透       |       |        |       |
| 新原            | ☆内山     | 勝夫    | ☆内山    | 勇     |
| 矢幡            | ☆塙      | 七衛門   | ☆折笠    | 實     |
| ☆小島           | 新司      | ◎☆平山  | 喜一     |       |
| 石神            | ☆門井     | 章     | ☆山野    | 正勝    |
| ◇☆坂本          | 朗       |       |        |       |
| 根小屋           | ☆石川     | 恭二    | ☆小沼    | 克夫    |
| 蔵川            | 永作      | 芳徳    | ☆山口    | 忠夫    |
| 白浜            | ☆小澤     | 孝一    | □友常    | 宗一    |
| 宇崎            | 平山      | 和夫    |        |       |
| 岡             | 箕輪      | 文男    | 藤咲     | 善雄    |
| 青沼            | 大里      | 三郎    | 横山     | 興生    |
| みなみ原          | ☆椿      | 秀治    |        |       |
| 四鹿            | 菅谷      | 英雄    | □鈴木    | 義男    |
| 杉平            | 坂本      | 仁美    |        |       |
| 小牧            | 辺田      | 道春    |        |       |
| 長い間ご苦労様でした    |         |       |        |       |
| ●退職された区長(敬称略) |         |       |        |       |
| 富田            | 関       | 一平    | 杉山賢治   | 関実    |
| 浅野義教          | 小沼春夫    | 松澤忠次郎 | 吉崎重吉   | 市村誠   |
| 玄通            | 田中四郎    | 小沼陽一  | 宮本猛    | 古宿    |
| 岡里忠新田         | 宮川孝     | 宿     | 大川日出雄  | 中田榮一郎 |
| 小沼克彦          | 羽生正雄    | 故人    | 下刈     | 小沼忠義  |
| 有馬典男          | 羽生元雄    | 立原幹衛  | 田町     | 羽生豊   |
| 宮内務新原         | 郡司茂     | 内山四郎  | 矢幡     | 大崎俊雄  |
| 荒野治           | 小貫富雄    | 新橋美   |        |       |
| 板峰            | 宮内      | 雅純    |        |       |
| 新宮            | □矢幡     | 新一    | 鬼澤     | 清     |
| 天掛            | 高須      | 文男    | 田口     | 行男    |
| 籠田            | 柏葉      | 嘉寛    | 藤崎     | 理     |
| 於下            | □☆石橋    | 弘明    | ☆磯山    | 英徳    |
| 今宿            | ☆高野     | 榮     | ☆高野    | 正一    |
| 行方            | ☆平山     | 武夫    | ☆新治    | 保男    |
| 藤井久保          | ○根本     | 忠     | 根本     | 常吉    |
| 船子            | ☆大久保邦夫  | ☆大嶋   | 章男     |       |
| 五町田           | 鈴木嘉弘    | ☆大輪   | 正信     |       |
| 島並            | ☆高栖     | 次信    | ☆大矢    | 隆     |
| 南             | ☆海老澤忠次郎 | ☆浅野   | 孝儀     |       |
| 橋門            | ☆茂木     | 一男    | 箕輪     | 勇     |
| 小高            | 高田      | 正明    | ☆小山田哲也 |       |
| 井貝            | ☆高田秀一郎  | 箕輪    | 喜一     |       |
| ○角口           | 新       |       |        |       |
| 繕沢            | ☆関野     | 守     |        |       |
| 谷             | 箕輪      | 馨     | 渋谷     | 末雄    |
| 樹雄            | 石神      | 茂木行男  | 庄司昭雄   | 東     |
| 山恒徳           | 根小屋     | 横田涉   | 水海     | 洋     |
| 蔵川            | 永作正男    | 白浜    | 小澤誠一   | 宇崎    |
| 矢口弥一          | みなみ原    | 久保田五郎 | 於下     | 平山宗男  |
| 大堀宗徳          | 今宿      | 高野庄司  | 磯山安    | 行方    |
| 平山光夫          | 矢幡達也    | 池辺英治  | 船子     | 千ヶ崎多  |
| 一             | 鈴木重利    | 五町田   | 谷古宇昭治  | 島並    |
| 市村周助          | 大里一雄    | 南     | 土子源三   | 大貫栄治  |
| 橋門            | 茂木力     | 小高    | 畑木和    | 畠山忠吉  |
| 繕沢            | 前川      |       |        |       |

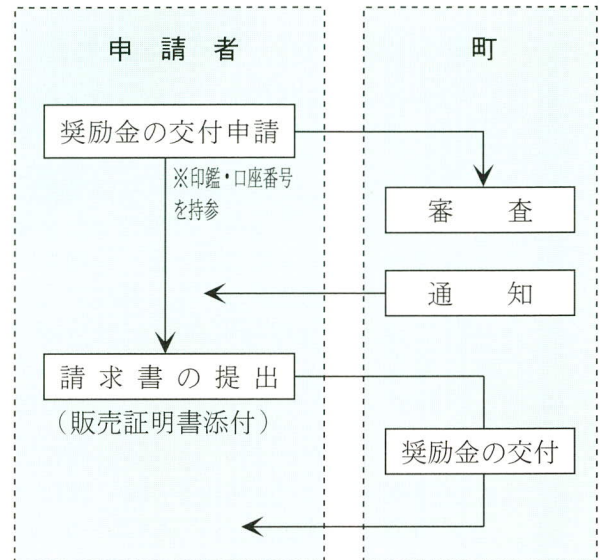
# 生ごみ処理機購入に奨励金

問合先・申請先 役場環境対策課 ☎72-0811

## 【要項の概要】

- 6月20日から、予算の範囲で先着順に受付します。
- 奨励金交付対象  
一般家庭で生ごみ処理機を購入する方に対して、その経費の一部を交付します。  
交付を受けることができるのは、次の要件にすべて該当する方です。
  - ① 町内に住所を有し、居住の実態のある方
  - ② 町税等を完納している方
  - ③ 堆肥化された生ごみを自家利用できる方
  - ④ 町内の販売店で生ごみ処理機を購入した方
- 生ごみ処理機の基準
  - ① 家庭用として市販されている電動式生ごみ処理機
  - ② 材質が耐水性・耐久性とともに備えたもの
  - ③ 臭気等の発散防止及び水分等の流水防止がされているもの
- 奨励金の額  
購入金額の2分の1(100円未満切り捨て)とし、限度額は30,000円。ただし、1世帯1機分のみです。

## 【交付申請の流れ】



# 特別児童扶養手当と児童扶養手当

問合先 役場保健福祉課 ☎72-0811

## ●特別児童扶養手当

身体または精神に障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している方に支給されます。

### ◇手当の支給対象及び額

|     | 手 当 1 級                                                                    | 手 当 2 級                                                               |
|-----|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 対 象 | ①身体障害者手帳がおおむね1級または2級の方<br>(内科的疾患を含む)<br>②療育手帳の総合判定が㊤・A程度の知的障害または同程度の障害がある方 | ①身体障害者手帳がおおむね3級程度の方<br>(内科的疾患を含む)<br>②療育手帳の総合判定がB程度の知的障害または同程度の障害がある方 |
| 額   | 1人につき 月額51,550円                                                            | 1人につき 月額34,330円                                                       |

### ◇支給対象とならない場合

- ・ 児童が障害による公的年金を受けることができる場合
- ・ 児童が児童福祉施設等に入所している場合 など

### ◇支給制限

請求者や配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上ある場合は、手当の支給が停止されます。

## ●児童扶養手当

父親と生計をともにできない18歳未満の児童を監護または養育している方に支給されます。

### ◇手当の支給対象

次のいずれかに該当し、18歳未満の児童(障害児は20歳未満)を監護している母または養育者。

- ① 父母が婚姻を解消
- ② 父が死亡
- ③ 父が重度の障害者
- ④ 父が生死不明
- ⑤ 父が引き続き1年以上遺棄している場合
- ⑥ 父が引き続き1年以上拘禁されている場合
- ⑦ 婚姻によらないで生まれ、父から認知されていない場合
- ⑧ 棄児の場合

### ◇手当の額

- ・ 児童1人の場合 月額42,370円  
(一部支給限度を受ける方は28,350円)
- ・ 児童2人の場合 月額47,370円  
(一部支給限度を受ける方は33,350円)
- ・ 児童3人の場合 月額50,370円  
(一部支給限度を受ける方は36,350円)

※3人目以降は3,000円ずつ加算されます。

## ●介護保険制度を利用するときは…

介護サービスを利用するときは、「介護が必要」と認定（要支援、要介護）されることが必要です。何かしらの家事支援や介護が必要となった方は、役場保健福祉課へ申請してください。

### ◎65歳以上の方（第1号被保険者）

日常生活に何らかの介護や支援が必要と認められた方

### ◎40歳～64歳の方（第2号被保険者）

老化が原因とされる15種類の病気が原因で、介護や支援が必要と認められた方。

「介護保険被保険者証」（65歳以上の方）と、かかりつけの医療機関と医者の方名をメモして持参してください。印鑑は必要ありません。

申請は本人や家族のほか、居宅介護支援事業者等でも代行できます。

申請をいただいた後に、町では訪問調査、主治医意見書などをもとに介護認定審査会で判定をし、認定通知書と認定結果を記載した保険証を送付します。

「自立（非該当）」と認定された方は、介護サービスの利用はできませんが、町の保健福祉サービスを受けることができます。

「要支援」・「要介護」と認定された方は、介護サービスを利用できますので、要介護状態に応じてサービスを選びます。

### ◎居宅介護を希望する場合

居宅介護支援事業者等にケアプラン（居宅介護サービス計画）の作成を依頼します。

依頼する業者が決まりましたら町へ「居宅サービス計画作成依頼届出書」を届けてください。

また、ケアプランは自分で作成することもできます。

### ◎施設入所が希望の場合

介護支援専門員に相談したり、希望する施設に直接申し込みます。（「要支援」の方は利用できません）

## ●介護サービスを利用したときの負担は？

介護保険では、原則としてかかった費用の1割を負担することで、介護サービスを利用することができます。費用の1割は各サービス事業者に支払います。

ただし、施設サービスを利用した場合は、1割のほか食費の一部や日常生活費（理美容代、娯楽費等）を合わせた額になります。

## ●利用できる額には上限があります

利用できる額には、要介護度によりそれぞれ上限が設けられています。限度額の範囲内でサービスを利用したときは、1割の自己負担で利用できますが、限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。

## ●自己負担が高額になつたときは一定額を超えた分が払い戻されます

1割の自己負担が、ある一定金額（上限額）を超えたときは、その超えた分が払い戻されます（高額介護サービス費）。また、所得によって上限が減額され、負担が重くなりすぎないようにしくみになっています。

手続きには役場へ申請が必要です。

|             |         |
|-------------|---------|
| *一般世帯       | 37,200円 |
| *市町村民税非課税世帯 | 24,600円 |
| *高齢福祉年金受給者  | 15,000円 |

### 3月末で266件を認定！

昨年10月から要介護申請を受け付けていますが、3月末で302件の申請があり、266件の要介護（支援）認定を行いました。内容は、次のとおりです。

|       |     |         |
|-------|-----|---------|
| 自 立   | 11件 | （ 4.1%） |
| 要 支 援 | 13件 | （ 4.9%） |
| 要介護1  | 61件 | （22.9%） |
| 要介護2  | 43件 | （16.2%） |
| 要介護3  | 42件 | （15.8%） |
| 要介護4  | 56件 | （21.1%） |
| 要介護5  | 40件 | （15.0%） |

こんにちは保健婦です

テーマ

## メンタルヘルスケア

### ストレスって？

ストレスを受けると、心だけでなく様々な症状が現れます。

●心の症状：緊張、不安、焦り、無気力、抑うつ気分、意欲低下など

●体の症状：頭が重い、めまい、肩こり、疲れやすい、食欲低下など

●行動の症状：学校・会社に行けない、声が出ない、けんかをよくする、酒・タバコが増えるなど

これらの症状がある人は、自分の周囲にストレスの原因がないか確認してみよう。

### 元氣の出るコツ

ストレスを克服するには、がんばり過ぎずに過ごすことです。そして、運動、労働（学業）、睡眠、休養、食事の5つのバランスを保つことが大切です。

①運動：意識的に毎日運動をしましょう。1日の約100分の1＝15分間で、自分にできる身近なことから早速始めましょう。

②労働：どうせやるなら、楽しく仕事をしましょう。

③睡眠：時間だけでなく、睡眠の内容（ぐっすり眠れるか）にも気を配りましょう。

④休養：自分で自分に贅沢をさせる心

の休養の時間を持ちましょう。積極的に気分転換を！

⑤食事：食事がただ食べるだけのエサにならないように注意しましょう。できるだけ家族そろって、楽しく感謝しながら食事しましょう。

さらに、気持ち落ち着けるためには、腹式呼吸法が手軽にできて有効なリラククス方法です。気持ちが不安定であったり、イライラしているとき、呼吸は浅く早くなっています。鼻から大きく息を吸って、口からゆっくりと息を吐いてみましょう。息をすっかり吐いて、吐く息がなくなったときは、お腹がペチャンコになっています。これを10回くらい続けると、自然に呼吸がゆっくりと整ってきます。

また、腹式呼吸と同じ効果があるのがカラオケです。好きな歌を大きな声で楽しく唄えば、何よりのリラククス方法となるでしょう。

現代人のストレスは意外なところに潜んでいます。ストレスは避けることが難しいだけに上手にお付き合いをしましょう。

「辛い」という字の上の横棒（マイナス）を（プラス）に変えたら、「幸せ」という字になるように、プラス思考によって辛いということも幸せの素になります。

### 戸籍の窓口

おめでとうございます

赤ちゃん

保護者

※掲載を希望しない方は、役場総務課にご連絡ください。

伊藤 未羽

小田倉 翔

大友 さくら

稲川 桃香

内田 祥

久保田 龍太郎

椎木 淳貴

森山 怜奈

箕輪 社美

久保 政之

石川 米三郎

吉崎 唯夫

箕輪 英雄

飯嶋 敏子

栗俣 アサ

深澤 ツネ

石神 弥太郎

額賀 清

奈良崎 孝助

小澤 タツ

山野 武美

沼里 新衛

鬼澤 静子

宮内 己巳男

小沼 トキ子

相賀 みつ江

飯島 ヒデ

宮内 哲雄

額賀 利喜雄

栄司

充

国彦

勝

恵美子

博

正治

正一

克彦

南

行方

籠田

四鹿

石神

麻生

麻生

麻生

麻生

麻生

麻生

麻生

麻生

麻生

麻生

麻生

麻生

麻生

麻生

麻生

麻生

麻生

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

▼表紙によせて▲

秋の収穫が楽しみだね



麻生小学校5年生の児童51名は4月28日、体験学習の一環として「田植え」に挑戦しました。田町の千ヶ崎巖さん宅のおよそ10アールの田んぼで、みんなは裸足になり一斉に田植えを開始。千ヶ崎さんの指導を受けながら、およそ1時間半で植え付けが終了しました。秋には刈り取りを行い、おいしいご飯が食べられそうです。

春の行政相談週間

5/22～5/28

麻生町の行政相談委員は、石川直枝さん(根小屋☎73 3190)です。行政の仕事に関する苦情や意見、要望など、相談に応じてくれます。自宅です。常時相談を受け付けています。

公民館図書室通信

◆今月の1冊



しらべてみようリサイクル 1～6巻  
人間の知恵でいらなくなったものを再び役立てることがリサイクルです

◆児童図書

ここからあいしてる バロニアン  
教室 6年1組がこわれた日

羅生門

酒呑童子

地名のひみつ

パパだいたい大すき!

◆一般図書

ゲームの達人 上・下巻

シドニィ・シュルグン

夜を待ちながら

最後のロマン:三嶋一聲 一生旅

人生応用力講座 北條喜八

住んでみたいシニアのホーム 日下公人

栗原道子・大塚淳子

在宅ケアで出会う高齢者の性

荒木乳根子

1 歳になりました

♥小貴 奈那さん(矢幡)

たんじょう日: 5月20日

星座: おうし座

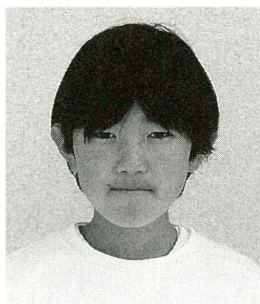
特技: たくさん食べること



★パパ(正敏さん)からひと言  
「いつも笑顔でいてね」

☆ママ(昭子さん)からひと言  
「思いやりのある優しい子になってね」

My Dream  
私の夢



大和二小6年 松木 涼さん

ぼくの夢は、医者になることです。病気がたまたかっている人、病気のためにやりたいこともできずに、いろいろながまんをしなくてはならない人のことを思うと、ぼくまでつらくせつない

気持ちになってきます。そんな人たちを救うことはできないのか、少しでもぼくが役に立てることはないかと考えたとき、ぼくは医者になることを決心しました。

最近、あちこちの病院での治療ミスをよく耳にします。病院の人たちは、謝るだけで何もなかったかのようにすませてしまっているように思えます。でも、どんなに謝罪しても、生命は再び返ってくるものではないと思います。一人でも多くの生命を病気から救うだけでなく、病気がたまたかっている人の苦しみやつらさを少しでもわかってあげられ、心の支えとなれるような、そんな医者になりたいと思います。